

スポーツセンター野球場リニューアル記念事業実行委員会設置要綱

令和6年4月1日制定

(設置)

第1条 スポーツセンター野球場リニューアル記念事業を円滑に実施するため、スポーツセンター野球場リニューアル記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、スポーツセンター野球場リニューアル記念事業について、必要な運営事項を決定することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、関係機関、関係団体との連絡調整その他必要事項の検討及び事業を行う。

(組織及び役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 若干名
- (4) 監事 2名以内

2 役員任期は、委員会解散の日までとする。

(役員職務)

第5条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

3 委員は委員会を構成し、運営事項を決定する。

4 監事は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 要綱の制定及び改正

(4) その他会長が必要と認める事項

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(会計)

第7条 委員会の経費は、委託料と補助金をもってこれに充てる。

(精算)

第8条 委員会解散する時の収支決算において、余剰金又は欠損金が生じた時は、委員会で審議のうえ、これを処理するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、防府市文化スポーツ観光交流部スポーツ振興課に事務局を置く。

2 事務局長は、文化スポーツ観光交流部スポーツ振興課長をもって充てる。

(解散)

第10条 委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱の定めるもののほか、委員会に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。